

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年4月12日（平成29年（独個）諮問第27号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（独個）答申第28号）

事件名：本人に係る「処分説明書（特定日付）」の「処分の理由」欄の特定記述に関する事実認定の具体的内容及び具体的根拠が分かる文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報7（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」に係る部分につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、その余の部分につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年6月5日付け総法文272号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

今回の開示請求（平成27年4月28日付け）では既に合意解決した事案（添付資料1）につき、不当にも“冤罪処分”が為されたため、その処分説明書中の特定記述aないし特定記述fについての具体的内容及び具体的根拠等が分かる保有個人情報を開示請求致した。しかるに開示された文書は実質的に3点に過ぎず、しかも項目の内容に合致していない。該当部分が不明ないし欠如であり不要部分がほぼ全てを占めている。

まず文書1では請求に該当する記載がなく、無関係文書ばかりが特定・開示されている。文書2は「私の反論」についての該当文書であり、これだけの具体的反論がなされたのなら何故事実認定で採用されなかつ

たのか不可思議である。すなわち不正・不当が横行し文書開示でもその流れに影響され、不自然かつ恣意的な特定・開示判断がなされたと思慮される。また特定記述 a ないし特定記述 f の各項目に直接係る文書が欠落している。特定をやり直し、開示判定を法令及び先例（答申例）に基づき厳正にやり直すことを求める。また不開示とした部分の理由（文書 1 及び存否応答拒否）はいずれもが要件を欠き、不適正である。これら部分は全て既決事案であり、または周知した情報であり法令により開示相当である。更に法 16 条による裁量的開示が検討されておらず不備といわざるを得ない。特定に重要文書（添付資料 1）が漏れている。この文書こそ特定記述 a ないし特定記述 f 全てに該当する文書である。

また開示された文書 2 と特定記述 a ないし特定記述 f を比較すると大きな齟齬と矛盾があり、また本件開示請求者の精神科としての活動を考慮すると（添付資料 2）、供述者の“心”に医学的審査が不可欠と思慮する。このため事実認定は合意文書確認、現場検証等慎重を要するのに、“冤罪企図”が強行されたと思慮される。結局、多くの文書が隠蔽され、また開示相当文書が開示にされていない。特に被疑者側証人文書が皆無なのは不可思議である。文書 3 の現場検証実施の欠如実態からも公正な調査とはいえない。実に組織的“狂気”が横行している。現在特定記述 a ないし特定記述 f が虚偽であることは確証済みである。

よって東北大学の良識と同幹部に押され、本件の特定・開示につき異議を申立てる。なお、引用した重要文書（添付資料 1 及び添付資料 2）は共に東北大学の管理下にある法人文書で、状況把握と文書特定に資すると思慮される。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照して欲しい。

さて、理由説明書（下記第 3）の文書特定記述につき大きな問題がある。つまり諮問庁は開示請求の趣旨を正確に把握せず身勝手な解釈と論理飛躍を展開し重大な文書遺漏を生じている。例えば「2 諮問理由説明」の「（2）諮問の理由」の冒頭部分の文書特定に係る記述で「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てに基づくものであり」とあるがこれは関係内規とも運用実態とも異なる虚構である。真実は「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てをはじめ、関係者からの反論、関連事案の経緯、様々な証拠物件に基づき、学内規約に則り複数の慎重な手続きの結果執行される」のであり、文書 1 ないし文書 3 は手続きのほんの一部に過ぎない。当然に「陳述書類等」にかかわり特定すべき多くの文書が存在する。文書 3 は事案の状況、

真偽や評価に極めて基本的かつ重要な内容であり複数回依頼している事実からも関係委員会で審議し特定の結論を出しているはずである。本件申立者は申立書を偽造しており（その偽造を誘発したのがなんと担当の調査委員会委員！）、現場に居ない者であり、合意文書で重大問題になった「特定教員に対して権利侵害（“特定措置等の私的制裁”）を長期にわたりし続けた張本人」である。これらは既に慎重かつ系統的な情報開示請求で明確になっている。また本件事案（特定記述 a ないし特定記述 f）も救急隊管轄行政庁に対する情報開示請求の結果、本件ハラスメント申立者及び関係者が意図的に行ったことが判明しており、“救急医療業務妨害の嫌疑”も生じている。そもそも本件事案行為（特定記述 a ないし特定記述 f）については、医学的にありえないことで調査や審議に当たっては客観性、合理性と現場調査や公正な聞き取りが必須である。これらの関係手続きや開示文書が欠落しており、膨大かつ客観的証拠提出による反論を一切認めず、偽造の申立書により処罰するとは、大学として決して容認されることではない。

もし東北大学が正当性を主張するならば、膨大かつ客観的証拠提出のすべてを特定し開示すべきである。法令に則り請求 1 ないし請求 7（つまり事案行為の特定記述 a ないし特定記述 f）について個別に特定すべきであるし、重要文書（異議申立書の添付資料 1）は当然これらにかかわり開示すべきである。請求 3 の「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」について「存在応答拒否」としているが、加害者、被害者などの特定は懲戒処分の基本であり被疑者の反論の機会を担保し冤罪を防止するために当然調査等手続きの特定段階で被疑者に開示すべき情報である（既に本部担当委員より口頭で開示されていると記憶している）。これなくしては弁護権や公正性が担保出来ない。法 14 条 2 号ただし書イに該当し広範囲の開示が適正である。法 16 条に該当する可能性も高い。また各種委員会の独立性が担保されておらず、調査委員会全員が防止対策委員会委員の併任であることをはじめ、特定委員長が関係者（特定職）の直属の部下であり、審査の中立・公正性など全く担保されていない。制度趣旨を無視して私的制裁とその意図が横行している。諮問庁は種々の点で大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。以上の経緯は多くが情報公開制度に基づき明らかになった。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の「理由説明書」はもちろん開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年4月30日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年5月26日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年6月29日に延長した。

今回、異議申立てのあった請求については、全部を開示する決定、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨の決定及び個人を特定した上で、当該個人に係る文書の開示を求めているもの（「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」）は、該当する文書の存否を回答することは、当該個人に係る法14条2号に該当する不開示情報（個人の権利利益を害するおそれのある情報）を開示することと同様の結果が生じることとなるため、存否の応答を拒否とする法17条、並びに文書不存在のものは法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年6月5日付けで行った。

その後、平成27年6月23日付けの異議申立書が提出され、翌24日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

ア 今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人自身の懲戒処分に係る「処分説明書（特定日付け）」の「処分の理由」の記述について、それらの事実認定となった当時の状況、根拠等及び異議申立人が提出した文書の保有個人情報である。

当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てに基づくものであり、「処分説明書」は、ハラスメント全学防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）の下に設置されたハラスメント全学調査委員会（以下「調査委員会」という。）が調査結果として作成した「ハラスメント調査報告書」（附属資料を含む）

（文書1）を基に作成していることから、当該文書を該当する保有個人情報として特定した。さらに、異議申立人から提出された「陳述書類等」（文書2）及び異議申立人と担当事務間でやりとりされた「現場検証依頼メール等」（文書3）を特定し、請求2のうち依頼文書に対する「関係委員会の対応文書」については、関係委員会が作成した文書はなく、該当する保有個人情報は存在しないため不

開示とし、請求3のうち「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」については存否応答拒否とした。

イ 異議申立てを受け改めて探索したが、他に該当する保有個人情報に記載された文書は存在しないため、本件対象保有個人情報の特定は妥当なものとする。

ウ なお、特定した保有個人情報のうち不開示とする部分は以下のとおりであり、裁量的開示については検討の結果、必要ないと判断した。

文書1に記載された情報のうち、「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たった考え方」、「調査結果の具体的内容」、「ハラスメント該当性に関する所見」は、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき調査制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、「申立人の生年月日」、「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」、「聴取日時・場所」、「事情聴取記録内容」、「関係者の事実確認内容」については、同条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報で、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、当該部分を不開示とした。

エ 請求3のうち、「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」については、開示請求者以外の個人を特定した上でその個人がハラスメント調査において証言したことを前提にそれを示す文書の開示を求めており、その存否を答えることは特定の個人が証言を行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせる。特定の個人が証言を行ったという事実の有無は法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、個人を識別できる情報であり、こうした事実の有無は、慣行として開示され、また開示することが予定されている情報とは認められず、同号ただし書きイに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書きロ及びハにも該当するとすべき事情も認められないため、当該情報の存否を答えることは、同号に規定

する不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により存否応答拒否とした。

オ 異議申立人は異議申立書の添付資料1（合意文書）が特定記述aないし特定記述fに該当する文書であると述べているが、本請求は懲戒処分に係る「処分の理由」に記載された特定の記述に関して事実認定の根拠等に係る保有個人情報を求めているものであるため、請求内容に直接合致するものではないと判断した。

カ 以上の理由から、本学の決定は妥当なものと考え、平成27年6月5日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年4月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月12日 | 審議 |
| ④ | 同月23日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年6月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、請求保有個人情報3の「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」に係る部分については、その存否を答えるだけで法14条2号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、その余の部分については、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を同条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」に係るものを含め、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、本件対象保有個人情報の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解される。ところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」に係る存否応答拒否の妥当性、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」に係る存否応答拒否の妥当性について

(1) 当該請求は、個人を特定した上で、当該個人が特定記述bに関わる証

言を行ったことを前提に、そのことを示す文書の開示を求めており、その存否を答えることは、当該個人が特定記述bに関わる証言を行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものであると認められる。

(2) 特定個人が特定記述bに関わる証言を行ったという事実の有無は、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(3) したがって、当該文書の存否を答えることは、法14条2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、処分説明書の各特定記述に係る事象に関する詳細な情報や当該記述の前提となった事実認定の際に用いられた情報の開示を求めているものであり、各特定記述は「ハラスメント調査報告書（附属資料を含む）」（文書1）を基に作成された審査説明書の記述がそのまま処分説明書にも用いられたものであったという経緯から、請求に該当する情報（存否応答拒否とした「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」に係るものを除く。）は、「医師名と判断内容が分かる文書」に係るものを除き、いずれも文書1に記録されており、また、「医師名と判断内容が分かる文書」については、異議申立人が提出した懲戒審査時の陳述資料（文書2）の一部が該当すると判断されたことから、各文書に記録された情報を全て特定し、不開示情報に該当する部分を除いて開示することとした。

そして、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報7については、特定した情報がいずれも文書1に記録された保有個人情報の不開示部分に含まれることとなったため、各請求において「文書が開示できない場合は（中略）開示を求める」とされた各記載に該当する文書（不存在であった「関係委員会の対応が分かる文書」を除く。）である、文書2及び文書3に記録された保有個人情報を更に特定し、開示したものである。

イ 異議申立人は、文書1には請求に該当する記載がない等として、本

件対象保有個人情報の特定に疑義を呈しているが、これは、上記のとおり請求に該当する情報は不開示とされた部分に記録されており、異議申立人にはその内容が確認できないことによるものであって、請求に該当するものとして特定すべき情報が外に存在することを意味するものではない。

また、異議申立人が特定すべきである旨主張する異議申立書の添付資料1（合意文書）や、意見書において挙げられた「膨大かつ客観的証拠提出のすべて」といった資料については、懲戒処分に係る検討過程で用いられたものであるとしても処分説明書中の各特定記述との関連は確認し難いなど、本件開示請求書の記載に照らし、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるとすべき事情は認められなかったことから、原処分における保有個人情報の特定は妥当と判断するものである。

- (2) 本件対象保有個人情報の作成、取得の経緯及びその内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

4 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たったの考え方」、「調査結果の具体的内容」、「ハラスメント該当性に関する所見」及び「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」について

ア 当該各部分について諮問庁は、開示することにより、個々のハラスメント事案に関して結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査をちゅうちょしたり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために東北大学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、調査委員会の委員は、防止対策委員会の委員の中からハラスメント申立人及び相手方と利害関係のない人物並びに必要な応じ外部有識者が指名されることとなっており、ハラスメント申立人及び相手方への事情聴取は、委員と面識がなく氏名も知らない前提で行う（委員は名乗らず匿名で調査に当たる。）こととされているものであって、

本件の場合には偶然異議申立人と面識があった委員の氏名は原処分において開示しているが、不開示部分に記載されている委員の氏名については、いずれも異議申立人が知り得る情報ではないとのことである。

ウ 本件対象保有個人情報を見分すると、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たったの考え方」、「調査結果の具体的内容」及び「ハラスメント該当性に関する所見」として不開示とされた各部分には、ハラスメント調査委員会における審議、検討の内容やその結果得られた所見等に関する情報が具体的に記載されていることが認められ、また、委員の氏名の取扱いに関する諮問庁の説明を踏まえれば、いずれの不開示部分についても、その内容を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該各部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 「申立人の生年月日」、「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」、「聴取日時・場所」、「事情聴取記録内容」及び「関係者の事実確認内容」について

ア 当該各部分は、いずれも、各文書中にその氏名が記載された異議申立人以外の個人（ハラスメント申立人及び調査委員会による事実確認の対象となった関係者）に関する情報であり、当該特定個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文前段に該当する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件の場合、ハラスメント申立人の氏名等については異議申立人が知り得るものとして開示しているが、ハラスメント申立人の生年月日、ハラスメント申立ての内容及びハラスメント申立人に対して行われた事情聴取に係る具体的かつ詳細な情報は異議申立人には明らかにしておらず、また、上記関係者に関する情報については、その氏名を含め異議申立人には明らかにしていないとのことであるから、いずれの不開示部分についても、法14条2号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法15条2項による部分開示の検討を行うと、ハラスメント申立人の氏名は原処分において開示されていることから、当該個人に係る各不開示部分に関しては、同項による部分開示の余地はない。また、上記関係者に係る不開示部分に関しては、その氏名、所属等については当該個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから同項の適用の余地はなく、その余の部分については、

これを開示すると、一定の範囲の者には当該個人が誰であるかを推測することが可能となってその権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該各部分は、いずれも法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、法16条による裁量的開示を主張するが、上記4において不開示情報に該当すると判断した部分については、個人の権利利益を保護するため特に開示の必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に誤りがあるとは認められない。

また、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、「証言をした人物が特定個人であることを示す文書」に係る部分につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であり、その余の部分につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を同条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示としたことについては、東北大学において本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

東北大学総長名で私宛交付された「処分説明書（特定日付け）」には虚偽、事実無根、矛盾が多数記載されており、関係手続きに複数の重大な不備が存在し“冤罪”が危惧される。

さて、本件開示請求では同文書「処分の理由」記載欄の特定記述 a ないし特定記述 f を含む記述の部分につき、保有個人情報の開示を請求する。

既に特定記述 a ないし特定記述 f に係る記述全体、特定記述 a ないし特定記述 f の各内容については、文書及び口頭で東北大学本部関係者（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；ハラスメント全学調停委員会及びこれらの委員長と関連事務担当部局；特定組織関係者；更に情報公開室の開示文書等）より私に相当詳細な内容が周知済みであり、よって法令により具体的詳細が開示相当であることを申し添える。なお、文書特定と開示には法 16 条（裁量的開示）にも留意することを求める。

請求保有個人情報 1 特定記述 a ないし特定記述 f に係る記述全体について：この現場に居た人物が特定できる文書を開示することを求める。私の理解では特定個人のみである。対象の記述の時刻に引き続き「医師が駆けつけ医療判断」をした、この医師名と判断内容が分かる文書を開示することを求める。

請求保有個人情報 2 特定記述 a について：時間と場所（特定記述 a の特定部分は虚偽）が曖昧である。これらは前後状況との整合性や目撃情報の真偽判定に必須である。そこで時間と場所及びその前後の状況が分かる文書を特定し開示することを求める。もしこの 2 点（時間と場所）が明記された文書が開示できない場合（不存在その他の事由で）は私が当該現場検証を複数回東北大学本部関係委員会（ハラスメント全学調査委員会；ハラスメント全学防止対策委員会；注：前者の委員は全員が後者の委員と聞いている。）に依頼しているのでその依頼文書と関係委員会の対応が分かる文書を開示することを求める。

請求保有個人情報 3 特定記述 b について：「特定記述 b」とは当該本人の意図的な行為を示すが、意図的であることが分かる文書を開示することを求める。また現場に居たのは特定個人のみであるが、この証言をした人物が特定個人であることを示す文書を開示することを求める。もし文書が開示

できない場合（不存在その他の事由で）は私がこの供述に対していかなる反論をしたかが分かる文書を開示することを求める。

請求保有個人情報 4 特定記述 c について：「特定記述 c」とは理解不能であるし、状況から有り得ない。この現場に居たのは特定個人のみであるが、この証言をした人物と具体的証言内容が分かる文書を開示することを求める。もし文書が開示できない場合（不存在その他の事由で）は私がこの供述に対していかなる反論をしたかが分かる文書を開示することを求める。

請求保有個人情報 5 特定記述 d について：「特定記述 d」と特定記述 c は明らかに矛盾している。緊急を要する病態に対して特定記述 d に対応する措置を「〇〇下さい」と依頼したのではないか。この現場に居たのは特定個人のみであるが、この証言をした人物と具体的証言内容が分かる文書を開示することを求める。もし文書が開示できない場合（不存在その他の事由で）は私がこの供述に対していかなる反論をしたかが分かる文書を開示することを求める。

請求保有個人情報 6 特定記述 e について：「特定記述 e」とあるが、緊急を要する病態に対する「救助措置依頼」を「特定記述 e」と認定し、それをもって懲戒処分事由にした正当性が分かる文書を開示することを求める。もし文書が開示できない場合（不存在その他の事由で）は私がこの供述に対していかなる反論をしたかが分かる文書を開示することを求める。

請求保有個人情報 7 特定記述 f について：「特定記述 f」とあるが、緊急を要する病態に起因する「症状ないし救助依頼」を「特定記述 f」と認定し、それをもって懲戒処分事由にした正当性が分かる文書を開示することを求める。もし文書が開示できない場合（不存在その他の事由で）は私がこの供述に対していかなる反論をしたかが分かる文書を開示することを求める。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 ハラスメント調査報告書（附属資料を含む）

文書 2 陳述書及び添付資料等

文書 3 現場検証依頼メール等